

衆議院議長様  
参議院議長様

# 公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を 導入しないよう求める請願

## 請願趣旨

文科省は、教職員の長時間過密労働を解消するためとして、公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入するための法案を準備しています。

「1年単位の变形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度です。現状の時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはつながらないものです。

最大の問題は、授業のある期間が「繁忙期」とされ、1日8時間を超える勤務が毎日のように強いられることです。所定の勤務時間の終了が遅くなると、授業準備など個々に行う業務が今以上に遅い時間帯にまわされ、退勤時刻がさらに遅くなってしまふことが懸念されます。

これは、教職員のいのちと健康にかかわる問題であるとともに、ゆきとどいた教育をすすめる上でも重大な問題です。このような勤務形態では、教職員がゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことが、いっそう難しくなってしまうからです。保育や介護などを抱えながら勤務する教職員にとっては、働き続けることができるかどうかにもかかわる深刻な問題です。

これほど問題のある制度を、労使協定の締結によってではなく、地方自治体の条例等によって実施させようとしていることは、労働者保護の観点から見てあってはならないことです。

教職員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを請願します。

## 請願項目

### 1. 公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入しないこと

氏名	住所

※記載された氏名・住所は、この署名以外には使用しません。

### 全日本教職員組合・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1  
全国教育文化会館3階  
TEL：03-5211-0123 FAX：03-5211-0124  
E-mail：zenkyo@educas.jp

取り  
扱い

2019年9月